

議案第10号

京田辺市都市公園条例の一部改正について

京田辺市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月20日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、公募設置管理制度（P a r k - P F I）を活用して拡張整備を進めている田辺公園における有料公園施設の管理運営を行うに当たり、使用料等に係る規定を追加するとともに、民間の宅地開発に伴い新設された公園を本市の都市公園として追加することに伴い、所要の改正を行うため、提案するものである。

京田辺市条例第 号

京田辺市都市公園条例の一部を改正する条例（案）

京田辺市都市公園条例（昭和52年京田辺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「使用期間は」を「使用期間は、」に改め、同条第2項中「区分は」を「区分は、」に改め、同項ただし書中「場合には」を「場合は」に改め、同項第1号に次のように加える。

エ 田辺公園拡張整備区域（法第2条の2の規定により田辺公園の区域に拡張して設置した都市公園の区域をいう。以下同じ。）

（ア） 管理棟多目的室 8時間以内

（イ） 芝生広場及び砂場 8時間以内

第14条各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「田辺公園プール」の次に「並びに田辺公園拡張整備区域における管理棟、露地栽培による農体験施設（種まきから収穫までの一連の農作業を体験できる施設をいう。以下同じ。）、芝生広場及び砂場」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、芝生広場及び砂場にあつては、イベント等の開催以外に使用する場合は、この限りでない。

別表第1 田辺木津川つつみ緑地の項中「向畑、藪ノ本、東浜、西浜」を「田辺向畑、田辺藪ノ本、田辺東浜、田辺西浜」に改め、同表田辺公園の項中「竹ノ脇、平」を「田辺竹ノ脇、田辺平、興戸小モ詰、興戸山添」に改め、同表中「

東沢公園	京田辺市薪西沢地内
------	-----------

を

「

東沢公園	京田辺市薪西沢地内
------	-----------

薪山垣内公園	京田辺市薪山垣内地内
--------	------------

」  
に改め、同表若宮公園の項中「興戸若宮」を「興戸郡塚」に改め、同表大住ヶ丘第3公園の項中「大住ヶ丘四丁目」を「大住ヶ丘一丁目」に改め、同表大住ヶ丘第4公園の項中「大住ヶ丘一丁目」を「大住ヶ丘四丁目」に改め、同表ふわふわ公園の項中「二丁目」を「山手南二丁目」に改め、同表防賀川緑道の項中「西神屋」を「東西神屋」に、「神谷、野色」を「河原神谷、河原野色」に改め、同表中

「

同志社第1公園	京田辺市三山木天神山地内
同志社第2公園	京田辺市三山木七瀬川地内
同志社第3公園	京田辺市三山木七瀬川地内
同志社第4公園	京田辺市三山木七瀬川地内
同志社第5公園	京田辺市三山木七瀬川地内
同志社第6公園	京田辺市三山木七瀬川地内

」

を

「

同志社住宅第1公園	京田辺市三山木天神山地内
同志社住宅第2公園	京田辺市三山木天神山地内
同志社住宅第3公園	京田辺市三山木七瀬川地内
同志社住宅第4公園	京田辺市三山木七瀬川地内
同志社住宅第5公園	京田辺市三山木七瀬川地内
同志社住宅第6公園	京田辺市三山木七瀬川地内

」

に改め、同表南山公園の項中「三山木越前」の次に「三山木谷ノ上」を加え、同表中

「

西平川原公園	京田辺市同志社山手四丁目地内
--------	----------------

を

「

西平川原公園	京田辺市同志社山手四丁目地内
同志社山手四丁目公園	京田辺市同志社山手四丁目地内

」

に改める。

別表第2第3号ア中「防賀川公園及び」を「防賀川公園、」に改め、「田辺公園プール」の次に「及び田辺公園拡張整備区域」を加え、同表第3号中

「

ウ 田辺公園プール

公園名	施設名	区分	使用時間	大人 (円)	小人 (円)
田辺公園	田辺公園プール	入場券	午前の部 (9:30~12:30)	1人 500	1人 200
			午後の部 (13:30~16:30)	1人 500	1人 200
			夜間の部 (17:30~21:30 ただし、日曜日を除く。)	1人 500	1人 200
		入場回数券	入場券に同じ 1冊 (11回分)	5,000	2,000
入場定期券	入場券に同じ 1月	3,000	1,200		

」

を

「

ウ 田辺公園プール

公園名	施設名	区分	使用時間	大人 (円)	小人 (円)
田辺公園	田辺公園 プール	入場券	午前の部 (9:30~12:30)	1人 500	1人 200
			午後の部 (13:30~16:30)	1人 500	1人 200
			夜間の部 (17:30~21:30 ただし、日曜日を除く。)	1人 500	1人 200
		入場回数券	入場券に同じ 1冊 (11回分)	5,000	2,000
入場定期券	入場券に同じ 1月	3,000	1,200		

エ 田辺公園拡張整備区域

公園名	施設名		使用単位	使用時間	金額 (円)
田辺公園	田辺公園 拡張整備 区域	管理棟多 目的室	1室	2時間	550
		露地栽培 による農 体験施設	1グループ	1体験	11,000
		芝生広場	全面	1時間	5,280
		砂場	全面 (大小 の砂場を 含む。)	1時間	1,760

備考 芝生広場及び砂場にあつては、イベント等の開催以外に使用する場合は、この限りでない。

」

に改め、同表第4号中

「

施設名	使用単位	単位時間	使用日	金額（円）
野外ステージ石舞台	全面	1時間	全日	200

を

施設名	使用単位	単位時間	金額（円）
野外ステージ石舞台	全面	1時間	200
芝生広場（田辺公園拡張整備区域に限る。）	全面	1時間	220

に改める。

別表第3中

<p>野球場</p> <p>多目的運動広場</p> <p>テニスコート</p> <p>田辺中央体育館</p> <p>田辺公園プール</p> <p>防賀川公園第1コート・第2コート</p>	を	<p>野球場</p> <p>多目的運動広場</p> <p>テニスコート</p> <p>田辺中央体育館</p> <p>田辺公園プール</p> <p>田辺公園拡張整備区域管理棟多目的室</p> <p>田辺公園拡張整備区域芝生広場</p> <p>田辺公園拡張整備区域砂場</p> <p>防賀川公園第1コート・第2コート</p>	に改める。
---	---	--	-------

別表第5中

田辺公園プール	屋外 プー ル	7月1日 ～8月3 1日			
	屋内 プー ル	1月4日 ～12月 27日			

」

を

「

田辺公園プール	屋外 プー ル	7月1日 ～8月3 1日			
	屋内 プー ル	1月4日 ～12月 27日			
田辺公園 拡張 整備 区域	管理棟	1月4日～1 2月27日			
	露地栽培に よる農体験 施設	1月4日～1 2月27日			
	芝生広場	1月4日～1 2月27日			
	砂場	1月4日～1 2月27日			

」

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 芝生広場及び砂場にあつては、イベント等の開催以外に使用する場合は、この限りでない。

別表第6中第4号を第6号とし、第3号の次に次の2号を加える。

(4) 第13条第2項第1号エ(ア)の場合

区分	使用時間
1	9時～11時
2	11時～13時
3	13時～15時
4	15時～17時

(5) 第13条第2項第1号エ(イ)の場合

区分	使用時間	区分	使用時間
1	9時～10時	5	13時～14時
2	10時～11時	6	14時～15時
3	11時～12時	7	15時～16時
4	12時～13時	8	16時～17時

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京田辺市都市公園条例の規定による田辺公園拡張整備区域における有料公園施設の使用に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

京田辺市都市公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現 行	改正理由																																										
<p>(有料公園施設の使用期間及び時間)</p> <p>第13条 有料公園施設の使用期間は、別表第5による。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>2 有料公園施設の使用時間は、次に定めるとおりとし、該当使用時間の区分は、別表第6による。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 田辺公園 ア～ウ (略)</p> <p>エ 田辺公園拡張整備区域(法第2条の2の規定により田辺公園の区域に拡張して設置した都市公園の区域をいう。以下同じ。)</p> <p>(ア) 管理棟多目的室 8時間以内</p> <p>(イ) 芝生広場及び砂場 8時間以内</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(休館日及び休所日)</p> <p>第14条 有料公園施設のうち、田辺中央体育館の休館日並びに田辺公園プール並びに田辺公園拡張整備区域における管理棟、露地栽培による農体験施設(種まきから収穫までの一連の農作業を体験できる施設をいう。以下同じ。)、芝生広場及び砂場の休所日は、次のとおりとする。ただし、芝生広場及び砂場にあつては、イベント等の開催以外に使用する場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>京田辺市が設置する都市公園</p> <table border="1" data-bbox="118 986 1005 1420"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>田辺木津川つつみ緑地</td> <td>京田辺市田辺田出原、田辺向畑、田辺藪ノ本、田辺東浜、田辺西浜地内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>田辺公園</td> <td>京田辺市田辺丸山、田辺竹ノ脇、田辺平、興戸小モ詰、興戸山添地内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東沢公園</td> <td>京田辺市新西沢地内</td> </tr> <tr> <td>薪山垣内公園</td> <td>京田辺市薪山垣内地内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>若宮公園</td> <td>京田辺市興戸郡塚地内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	田辺木津川つつみ緑地	京田辺市田辺田出原、田辺向畑、田辺藪ノ本、田辺東浜、田辺西浜地内	(略)	(略)	田辺公園	京田辺市田辺丸山、田辺竹ノ脇、田辺平、興戸小モ詰、興戸山添地内	(略)	(略)	東沢公園	京田辺市新西沢地内	薪山垣内公園	京田辺市薪山垣内地内	(略)	(略)	若宮公園	京田辺市興戸郡塚地内	(略)	(略)	<p>(有料公園施設の使用期間及び時間)</p> <p>第13条 有料公園施設の使用期間は別表第5による。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>2 有料公園施設の使用時間は、次に定めるとおりとし、該当使用時間の区分は別表第6による。ただし、市長が特に必要と認めた場合には、この限りでない。</p> <p>(1) 田辺公園 ア～ウ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(休館日及び休所日)</p> <p>第14条 有料公園施設のうち、田辺中央体育館の休館日及び田辺公園プールの休所日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <p>京田辺市が設置する都市公園</p> <table border="1" data-bbox="1059 986 1946 1420"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>田辺木津川つつみ緑地</td> <td>京田辺市田辺田出原、向畑、藪ノ本、東浜、西浜地内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>田辺公園</td> <td>京田辺市田辺丸山、竹ノ脇、平地内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>東沢公園</td> <td>京田辺市新西沢地内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>若宮公園</td> <td>京田辺市興戸若宮地内</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)	(略)	田辺木津川つつみ緑地	京田辺市田辺田出原、向畑、藪ノ本、東浜、西浜地内	(略)	(略)	田辺公園	京田辺市田辺丸山、竹ノ脇、平地内	(略)	(略)	東沢公園	京田辺市新西沢地内	(略)	(略)	若宮公園	京田辺市興戸若宮地内	(略)	(略)	<p>字句の整理</p> <p>田辺公園拡張整備区域における有料公園施設の追加</p> <p>田辺公園拡張整備区域における有料公園施設の追加</p> <p>新設する都市公園の追加及び位置等の字句の整理</p>
名称	位置																																											
(略)	(略)																																											
田辺木津川つつみ緑地	京田辺市田辺田出原、田辺向畑、田辺藪ノ本、田辺東浜、田辺西浜地内																																											
(略)	(略)																																											
田辺公園	京田辺市田辺丸山、田辺竹ノ脇、田辺平、興戸小モ詰、興戸山添地内																																											
(略)	(略)																																											
東沢公園	京田辺市新西沢地内																																											
薪山垣内公園	京田辺市薪山垣内地内																																											
(略)	(略)																																											
若宮公園	京田辺市興戸郡塚地内																																											
(略)	(略)																																											
名称	位置																																											
(略)	(略)																																											
田辺木津川つつみ緑地	京田辺市田辺田出原、向畑、藪ノ本、東浜、西浜地内																																											
(略)	(略)																																											
田辺公園	京田辺市田辺丸山、竹ノ脇、平地内																																											
(略)	(略)																																											
東沢公園	京田辺市新西沢地内																																											
(略)	(略)																																											
若宮公園	京田辺市興戸若宮地内																																											
(略)	(略)																																											

京田辺市都市公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案		現 行		改正理由		
大住ケ丘第3公園	京田辺市大住ケ丘一丁目地内	大住ケ丘第3公園	京田辺市大住ケ丘四丁目地内			
大住ケ丘第4公園	京田辺市大住ケ丘四丁目地内	大住ケ丘第4公園	京田辺市大住ケ丘一丁目地内			
(略)	(略)	(略)	(略)			
ふわふわ公園	京田辺市山手南一丁目、 <u>山手南二丁目</u> 地内	ふわふわ公園	京田辺市山手南一丁目、 <u>二丁目</u> 地内			
(略)	(略)	(略)	(略)			
防賀川緑道	京田辺市東鍵田、 <u>東西神屋</u> 、河原外島、 <u>河原神谷</u> 、河原野色地内	防賀川緑道	京田辺市東鍵田、 <u>西神屋</u> 、河原外島、 <u>神谷</u> 、 <u>野色</u> 地内			
(略)	(略)	(略)	(略)			
同志社住宅第1公園	京田辺市三山木天神山地内	同志社第1公園	京田辺市三山木天神山地内			
同志社住宅第2公園	京田辺市三山木天神山地内	同志社第2公園	京田辺市三山木七瀬川地内			
同志社住宅第3公園	京田辺市三山木七瀬川地内	同志社第3公園	京田辺市三山木七瀬川地内			
同志社住宅第4公園	京田辺市三山木七瀬川地内	同志社第4公園	京田辺市三山木七瀬川地内			
同志社住宅第5公園	京田辺市三山木七瀬川地内	同志社第5公園	京田辺市三山木七瀬川地内			
同志社住宅第6公園	京田辺市三山木七瀬川地内	同志社第6公園	京田辺市三山木七瀬川地内			
(略)	(略)	(略)	(略)			
南山公園	京田辺市三山木越前、 <u>三山木谷ノ上</u> 地内	南山公園	京田辺市三山木越前地内			
(略)	(略)	(略)	(略)			
西平川原公園	京田辺市同志社山手四丁目地内	西平川原公園	京田辺市同志社山手四丁目地内			
同志社山手四丁目公園	京田辺市同志社山手四丁目地内					
(略)	(略)	(略)	(略)			
別表第2（第11条関係）		別表第2（第11条関係）			田辺公園拡張整備区域における有料公園施設の使用料の追加	
(1) 及び (2) (略)		(1) 及び (2) (略)				
(3) 有料公園施設を使用する場合		(3) 有料公園施設を使用する場合				
ア 有料公園施設のうち、 <u>防賀川公園</u> 、 <u>田辺公園プール</u> 及び <u>田辺公園拡張整備区域</u> を除く施設		ア 有料公園施設のうち、 <u>防賀川公園</u> 及び <u>田辺公園プール</u> を除く施設				
(略)		(略)				
イ (略)		イ (略)				
ウ <u>田辺公園プール</u>		ウ <u>田辺公園プール</u>				
公園名	施設名	区分	使用時間	大人 (円)		小人 (円)
田辺公園	田辺公園 プール	入場券	午前の部 (9:30～	1人 500		1人 200
			<u>12:30)</u>			
			午後の部 (13:30	1人 500		1人 200
			<u>～16:30)</u>			
			夜間の部 (17:30	1人 500		1人 200
			<u>～21:30ただし、</u>			
公園名	施設名	区分	使用時間	大人 (円)		小人 (円)
田辺公園	田辺公園 プール	入場券	午前の部 (9:30～	1人 500		1人 200
			<u>12:30)</u>			
			午後の部 (13:30	1人 500		1人 200
			<u>～16:30)</u>			
			夜間の部 (17:30	1人 500		1人 200
			<u>～21:30ただし、</u>			

京田辺市都市公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案					現 行					改正理由	
			日曜日を除く。)				日曜日を除く。)				
		入場回数券	入場券と同じ 1冊 (11回分)	5,000	2,000		入場回数券	入場券と同じ 1冊 (11回分)	5,000	2,000	
		入場定期券	入場券と同じ 1月	3,000	1,200		入場定期券	入場券と同じ 1月	3,000	1,200	
エ 田辺公園拡張整備区域											
公園名	施設名	使用単位	使用時間	金額 (円)							
田辺公園	田辺公園	管理棟多目的室	1室	2時間	550						
	拡張整備区域	露地栽培による農体験施設	1グループ	1体験	11,000						
		芝生広場	全面	1時間	5,280						
		砂場	全面(大小の砂場を含む。)	1時間	1,760						
備考 芝生広場及び砂場にあつては、イベント等の開催以外に使用する場合は、この限りでない。											
(4) 電気設備を使用する場合											
公園名	施設名	使用単位	単位時間	金額 (円)							
田辺公園	野外ステージ石舞台	全面	1時間	200							
	芝生広場(田辺公園拡張整備区域に限る。)	全面	1時間	220							
別表第3(第11条関係)											
範囲	施設	減免率									
(1) 京田辺市又は京田辺市教育委員会の主催する事業	野球場	10割									
	多目的運動広場										
(2) 京田辺市又は京田辺市教育委員会の後援により、特定非営利活動法人京田辺市スポーツ協会が主催する事業	テニスコート										
	田辺中央体育館										
(3) 区又は自治会が主催する事業	田辺公園プール										
	田辺公園拡張整備区域管理棟多目的室										
(4) 市立の小、中学校が教育活動として行う事業又は市立の教育・保育施設が教育・保育活動として行う事業	田辺公園拡張整備区域芝生広場										
	田辺公園拡張整備区域砂場										
	防賀川公園第1コート										
	防賀川公園第2コート										
(4) 電気設備を使用する場合											
公園名	施設名	使用単位	単位時間	使用日	金額 (円)						
田辺公園	野外ステージ石舞台	全面	1時間	全日	200						
別表第3(第11条関係)											
範囲	施設	減免率									
(1) 京田辺市又は京田辺市教育委員会の主催する事業	野球場	10割									
	多目的運動広場										
(2) 京田辺市又は京田辺市教育委員会の後援により、特定非営利活動法人京田辺市スポーツ協会が主催する事業	テニスコート										
	田辺中央体育館										
(3) 区又は自治会が主催する事業	田辺公園プール										
	防賀川公園第1コート										
(4) 市立の小、中学校が教育活動として行う事業又は市立の教育・保育施設が教育・保育活動として行う事業	防賀川公園第2コート										

田辺公園拡張整備区域における有料公園施設の追加

田辺公園拡張整備区域における有料公園施設の追加

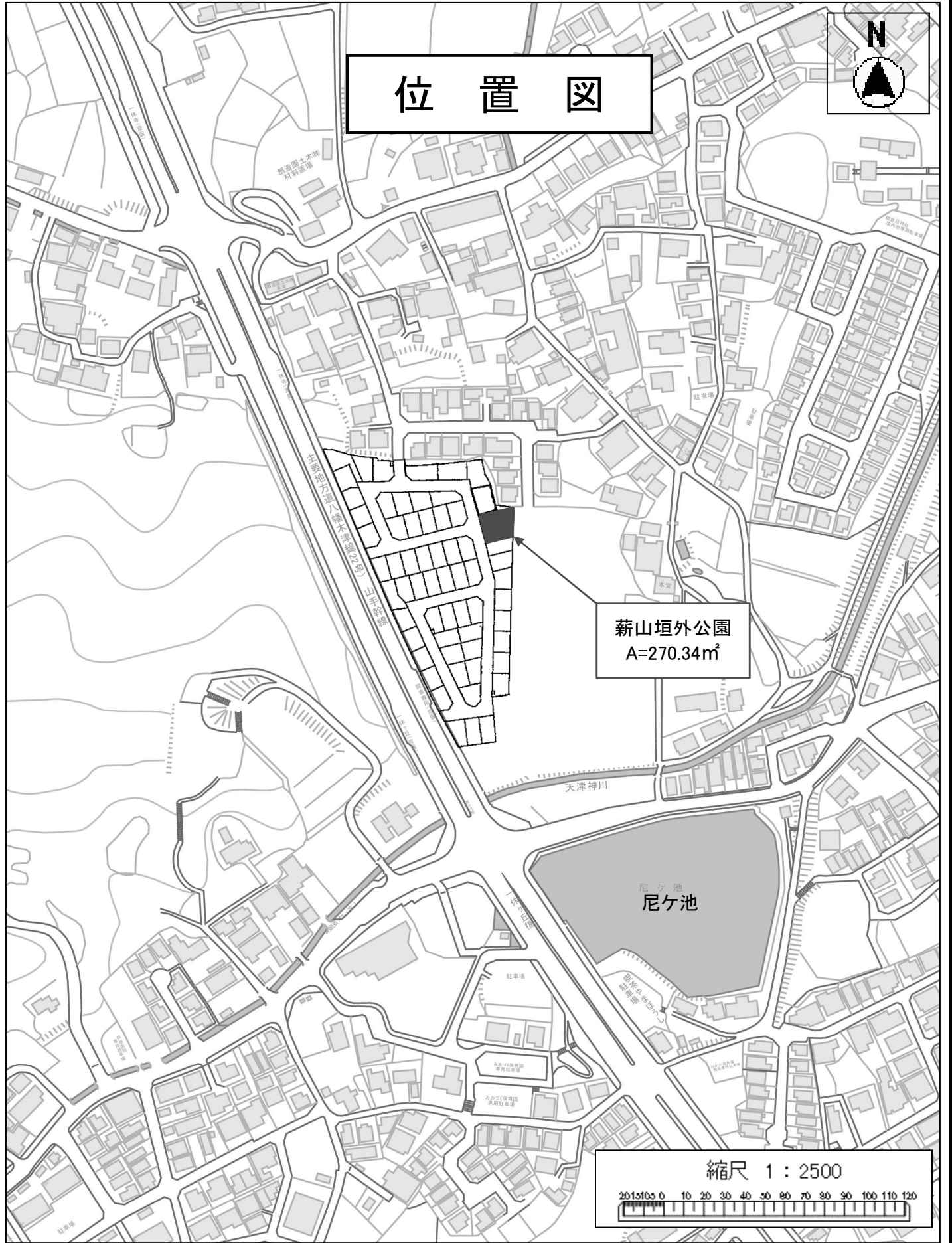
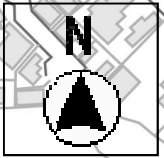
京田辺市都市公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案				現 行				改正理由																																															
(1) 京田辺市又は京田辺市教育委員会の後援による事業 (2) 特定非営利活動法人京田辺市スポーツ協会の主催する事業 (3) 京田辺市内の市立以外の小、中、高等学校が教育活動として行う事業、市立以外の教育・保育施設が教育・保育活動として行う事業又は市立以外の小規模保育事業所が保育活動として行う事業				(1) 京田辺市又は京田辺市教育委員会の後援による事業 (2) 特定非営利活動法人京田辺市スポーツ協会の主催する事業 (3) 京田辺市内の市立以外の小、中、高等学校が教育活動として行う事業、市立以外の教育・保育施設が教育・保育活動として行う事業又は市立以外の小規模保育事業所が保育活動として行う事業					5割																																														
(1) その他市長が特別の理由があると認める事業				(1) その他市長が特別の理由があると認める事業				5～10割																																															
野球場 多目的運動広場 テニスコート 田辺中央体育館 田辺公園プール 田辺公園拡張整備区 域管理棟多目的室 田辺公園拡張整備区 域芝生広場 田辺公園拡張整備区 域砂場 防賀川公園第1コート・第2コート				野球場 多目的運動広場 テニスコート 田辺中央体育館 田辺公園プール 防賀川公園第1コート・第2コート					5～10割																																														
野球場 多目的運動広場 テニスコート 田辺中央体育館 田辺公園プール 田辺公園拡張整備区 域管理棟多目的室 田辺公園拡張整備区 域芝生広場 田辺公園拡張整備区 域砂場 防賀川公園第1コート・第2コート				野球場 多目的運動広場 テニスコート 田辺中央体育館 田辺公園プール 防賀川公園第1コート・第2コート				5～10割																																															
別表第5（第13条関係）				別表第5（第13条関係）					田辺公園拡張整備区域における有料公園施設の追加																																														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>田辺公園</th> <th>田辺木津川運動公園</th> <th>草内木津川運動公園</th> <th>防賀川公園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>田辺公園プール</td> <td>屋外 7月1日～ 8月31日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋内 1月4日～ 12月27日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公園名	田辺公園	田辺木津川運動公園	草内木津川運動公園	防賀川公園	区分						(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	田辺公園プール	屋外 7月1日～ 8月31日					屋内 1月4日～ 12月27日				<table border="1"> <thead> <tr> <th>公園名</th> <th>田辺公園</th> <th>田辺木津川運動公園</th> <th>草内木津川運動公園</th> <th>防賀川公園</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>田辺公園プール</td> <td>屋外 7月1日～ 8月31日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>屋内 1月4日～ 12月27日</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公園名	田辺公園	田辺木津川運動公園	草内木津川運動公園	防賀川公園	区分					(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	田辺公園プール	屋外 7月1日～ 8月31日					屋内 1月4日～ 12月27日						
公園名	田辺公園	田辺木津川運動公園	草内木津川運動公園	防賀川公園																																																			
区分																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																			
田辺公園プール	屋外 7月1日～ 8月31日																																																						
	屋内 1月4日～ 12月27日																																																						
公園名	田辺公園	田辺木津川運動公園	草内木津川運動公園	防賀川公園																																																			
区分																																																							
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																																			
田辺公園プール	屋外 7月1日～ 8月31日																																																						
	屋内 1月4日～ 12月27日																																																						

京田辺市都市公園条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案					現 行					改正理由	
田辺公園	管理棟	1月4日～12月27日			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	田辺公園拡張整備区域における有料公園施設の追加	
拡張整備区域	露地栽培による農体験施設	1月4日～12月27日									
	芝生広場	1月4日～12月27日									
	砂場	1月4日～12月27日									
	(略)	(略)	(略)	(略)							
備考 芝生広場及び砂場にあつては、イベント等の開催以外に使用する場合は、この限りでない。					別表第6（第13条関係） （1）～（3）（略）						
別表第6（第13条関係） （1）～（3）（略） （4）第13条第2項第1号エ（ア）の場合					別表第6（第13条関係） （1）～（3）（略）						
区分		使用時間									
1		9時～11時									
2		11時～13時									
3		13時～15時									
4		15時～17時									
（5）第13条第2項第1号エ（イ）の場合											
区分		使用時間		区分		使用時間					
1		9時～10時		5		13時～14時					
2		10時～11時		6		14時～15時					
3		11時～12時		7		15時～16時					
4		12時～13時		8		16時～17時					
（6）（略）					（4）（略）					号の繰下げ	

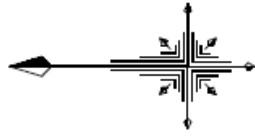
# 位置図



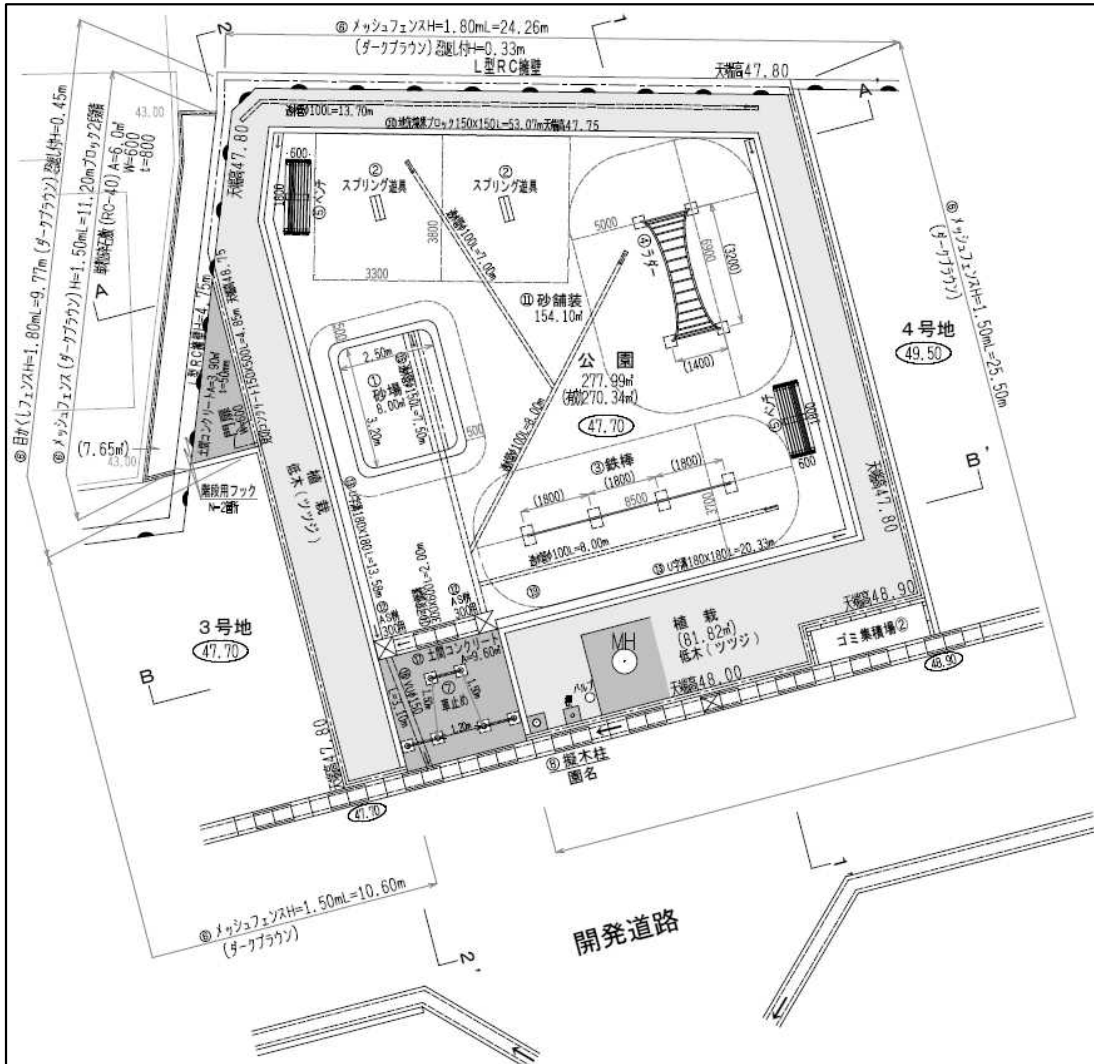
薪山垣外公園  
A=270.34㎡



# 薪山垣外公園



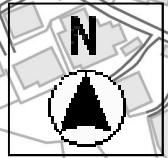
平面図 (S=1/200)



公園面積 : 270.34 m<sup>2</sup>

- |                         |                      |
|-------------------------|----------------------|
| ①砂場 (8 m <sup>2</sup> ) | 1 基                  |
| ②スプリング遊具                | 2 基                  |
| ③鉄棒 (3連)                | 1 基                  |
| ④ラダー                    | 1 基                  |
| ⑤ベンチ                    | 2 基                  |
| ⑥植栽 (ツツジ)               | 81.82 m <sup>2</sup> |

# 位置図



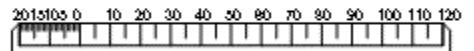
主要地方道牛駒井手線(65号)

有馬駐車場

山城田辺自動車学校

同志社山手四丁目公園  
A=491.61m<sup>2</sup>

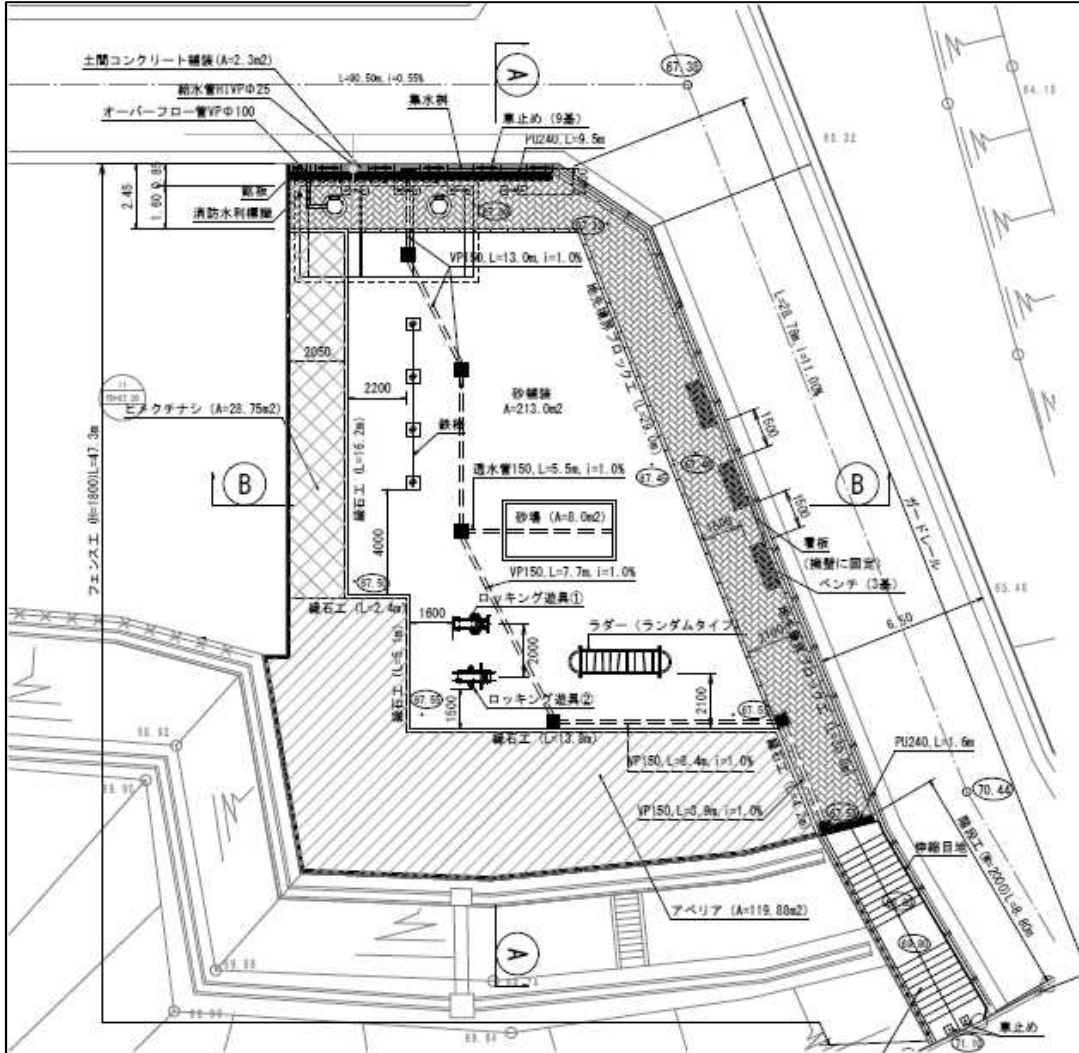
縮尺 1 : 2500



# 同志社山手四丁目公園



平面図 (S=1/300)



公園面積 : 491.61 m<sup>2</sup>

- |                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| ①砂場 (8 m <sup>2</sup> ) | 1 基                   |
| ②ロックンギ遊具                | 2 基                   |
| ③鉄棒 (3 連)               | 1 基                   |
| ④ラダー                    | 1 基                   |
| ⑤ベンチ                    | 3 基                   |
| ⑥植栽 (アベリア)              | 119.88 m <sup>2</sup> |
| ⑦植栽 (ヒメクサ)              | 28.75 m <sup>2</sup>  |